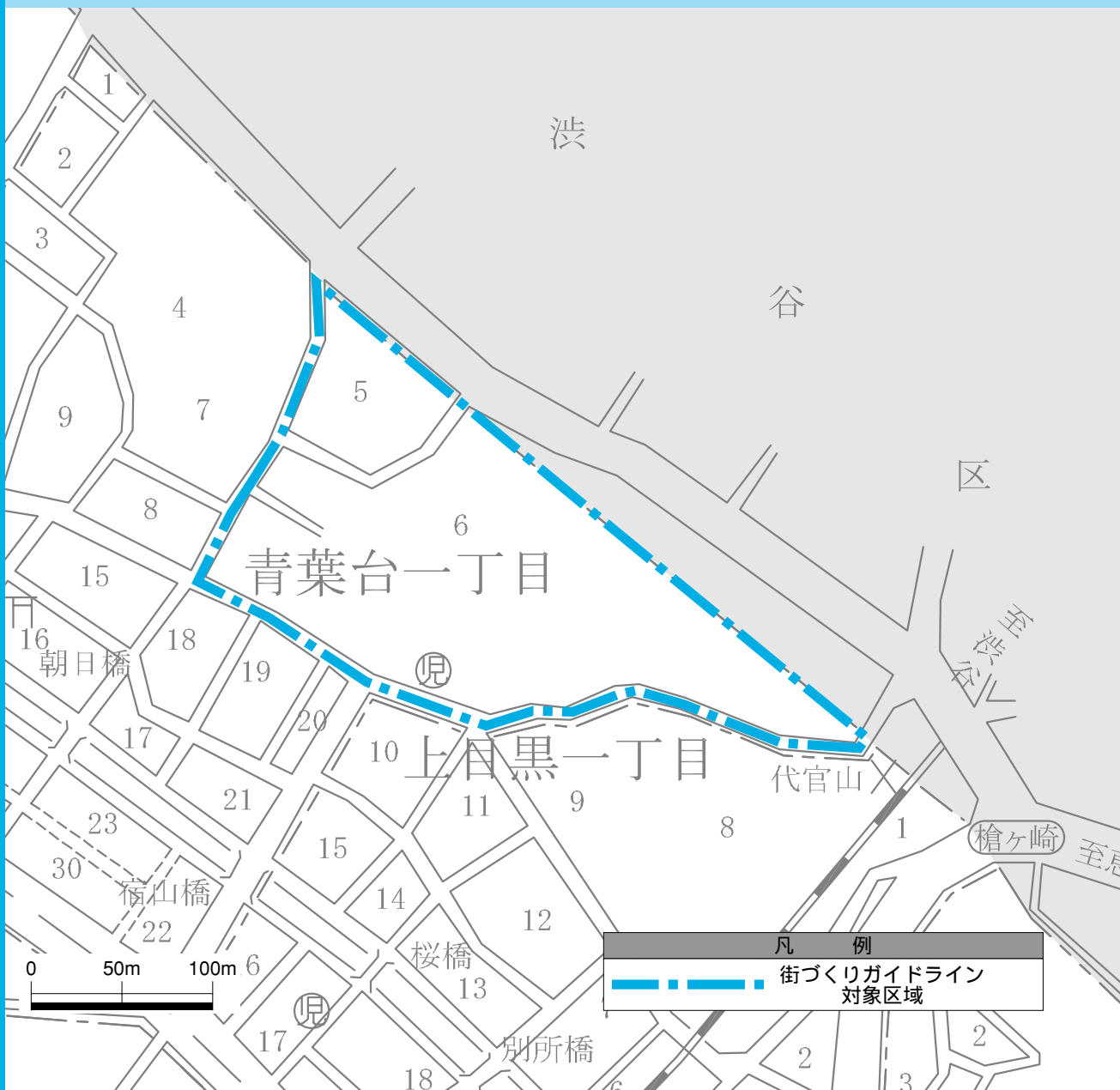


# 青葉台1丁目地区 街づくり ガイドライン

## ガイドラインとは

地区計画のように法的な制度ではありませんが、地区のみなさんで一緒に守って  
いこうという紳士協定的なものです。長い間検討してきた成果を「街づくりガイ  
ドライン」としてまとめました。



# 青葉台1丁目地区街づくり基準

青葉台1丁目5番・6番の建築計画については以下の基準を満たすように努めます。

# 1

現存する緑を極力保全するとともに敷地内の緑化に努める。200m<sup>2</sup>以上の敷地にあつては、目黒区みどりの条例を遵守するとともに200m<sup>2</sup>未満でも条例の趣旨に沿った計画とする。

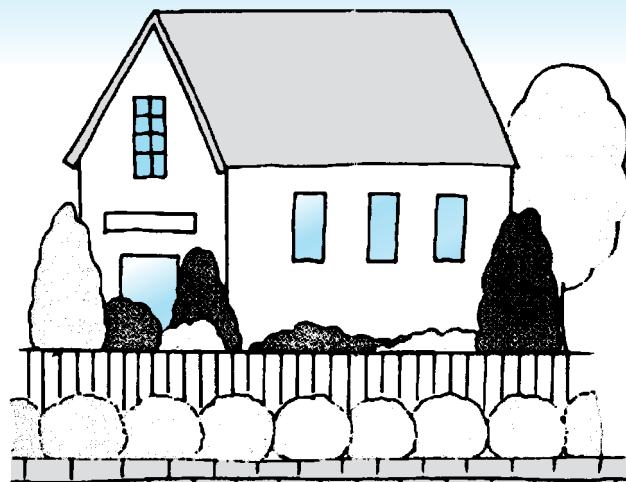


## 目黒区みどりの条例とは？

1. 敷地面積、用途地域に応じて緑地を確保する。
  2. 接道部に重点をおいて緑化する。
  3. 質の高いみどりをつくる。
- として既存のみどりを守り、さらに増やすことをめざしています。

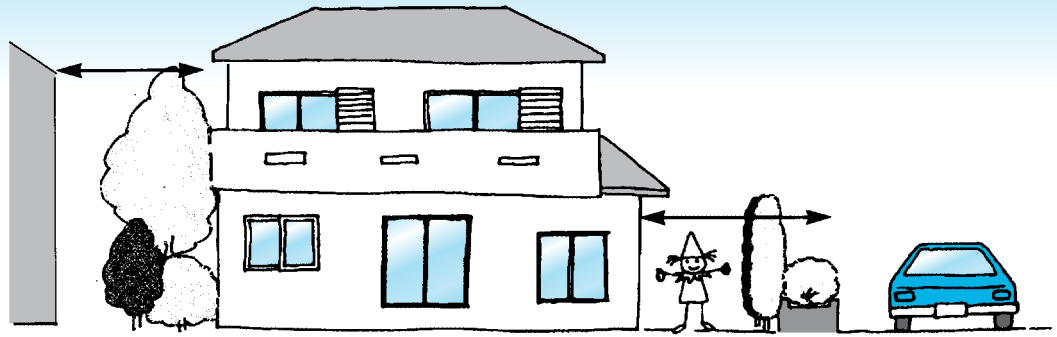
# 2

道路に面する垣・柵は、原則として生け垣またはフェンスと植栽の組み合わせとする。ただし、門柱の袖壁等の部分は除く。



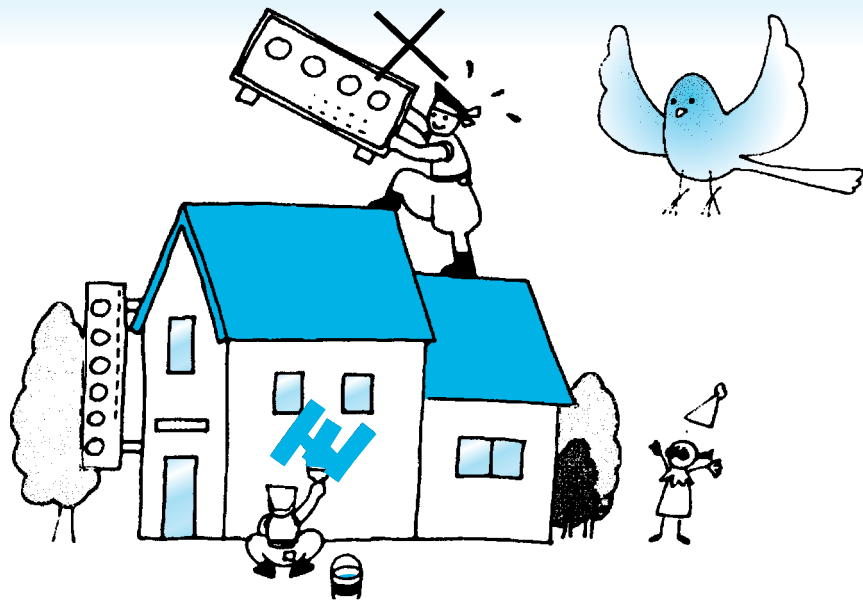
# 3

道路境界および隣地境界から建築物の外壁または柱の面までは空間の確保に努める。



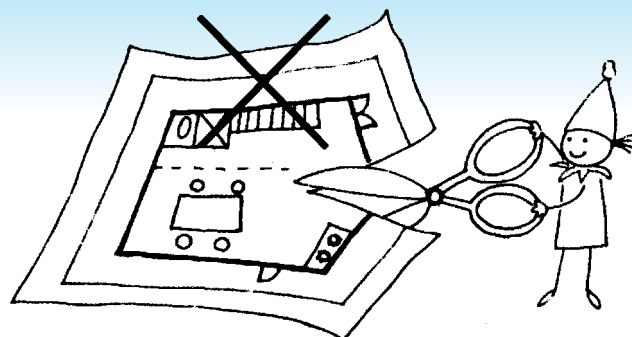
# 4

建築物の外壁は、刺激的な原色を避ける等、周辺環境と調和した落ち着いた色調とする。公共公益の目的、自己所有の建築物・土地に設置するもの以外の看板、広告塔は設置しない。



# 5

敷地の細分化はできるだけ避ける。



# 青葉台1丁目地区街づくりの経過

昭和60.1	用途地域・地区の緩和に係わる陳情が区長あてに提出された
昭和61.9.24	地元懇談会(地区計画制度の検討とこれに係わる基礎調査を行うことが了承された)
昭和62.8～63.2	地区計画策定の基礎調査
昭和63.8.8	住民説明会(調査結果の概要を説明)
昭和63.11.25	第1回街づくり協議会開催(会の進め方の申し合わせ、役員を選出)
平成元.2～2.5	目黒区の地区計画案の検討、地元の意見要望のとりまとめ
平成2.7	オナガのたよりNo.9に「地区計画(案)への提案」案文掲載
平成2.7.10	「青葉台1丁目地区地区計画(案)への提案」を区長へ提出
平成3.4～	提案を受け大規模地権者および東京都との間で地区施設について協議
平成6.3.11	第17回協議会開催(地区計画策定については断念するが、街づくりガイドライン導入を目指すことを決定)
平成6.6.	オナガのたよりNo.12発行(地区計画の導入断念およびガイドラインの導入について)
平成6.10.3	第18回協議会開催(ガイドライン導入について会長より案文提案。協議会として了承)
平成6.12.	オナガのたよりNo.13に「街づくり憲章・街づくり基準」案文掲載
平成7.1.19	地区説明会(街づくりガイドライン案文について)
平成7.2.8	街づくりガイドライン(「街づくり憲章・街づくり基準」)が協議会より区長に提出
平成7.3.1	街づくりガイドライン(「街づくり憲章・街づくり基準」)施行